



種畜検査を受けていない雄畜は種付けに使用できません！

<経緯>

国内の酪農家が種畜検査を受けていない愛玩用の雄馬を、他人の所有する雌馬の種付けのために使用し、家畜改良増殖法に違反する事例がありました。

<種畜検査とは>

牛・馬・豚の種雄畜について、血統・体格審査や伝染性疾病・遺伝病・繁殖障害等の有無を検査し合格すると「種畜証明書」が交付されます。

(表)		(裏)	
種畜証明書		検査年月日	有効期間
名前	()	年 月 日	年 月 日
種類	品種	年 月 日	年 月 日
毛色	特徴	年 月 日	年 月 日
生年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
産地		年 月 日	年 月 日
血統	祖父	年 月 日	年 月 日
	祖母	年 月 日	年 月 日
統母	祖父	年 月 日	年 月 日
	祖母	年 月 日	年 月 日
等級	青森県 全国一円	変更年月日	飼養者の住所及び氏名
上記の家畜は、家畜改良増殖法第4条の規定による検査に合格した雄畜であることを証明する。			
農林水産省			

種畜証明書

雄畜を飼養する皆さまへ

- ・家畜改良増殖法に基づき、種畜検査を受けていない雄畜は他人の所有する雌畜に種付けはできません。
- ・同様に、種畜検査を受けていない雄畜は、他人の雌畜に利用する精液の採取もできません。
- ・たとえ愛玩用であっても、種畜検査を受けていない雄畜は他人の所有する雌畜に種付けはできません。

ご不明な点は

青森家畜保健衛生所にお問い合わせください。

電話：017-764-1744 夜間・休日：090-2274-0474